

勝又被告 無期判決

今市事件裁判員裁判



宇都宮地裁に向かう勝又被告を乗せたと思われる車両＝8日午後2時40分、宇都宮市小幡1丁目



殺人容疑で再逮捕後、送検される勝又被告＝2014年6月5日、今市署

自白の信用性認定 物証乏しく慎重評議

宇都宮地裁

2005年12月、日光市(旧今市市)大沢小1年だった吉田有希ちゃん(当時7)が殺害された今市事件で、殺人罪に問われた鹿沼市西沢町、無職勝又拓哉被告(33)の裁判員裁判判決公判が8日午後3時から、宇都宮地裁で開かれた。松原里美裁判長は検察側の主張を認め無罪を主張していた勝又被告に対し、求刑通り無期懲役を言い渡した。

有力な物証が乏しい中、被告が犯人かどうか最大の争点だった。地裁は、検事に事件への関与を詳細に語った被告の取り調べの録音録画について、有罪を裏付ける重要な証拠と評価したとみられる。捜査段階の自白を信用できると判断した形だ。

判決によると、勝又被告は05年12月2日午前4時ごろ、茨城県常陸大宮市の林道で、殺意を持ってナイフで有希ちゃんの胸部を多数突き刺し失血死させた。公判で検察側は「被告と犯人を結び付ける客観的な事実が多数存在する」と主張。有希ちゃんの連れ去り現場付近で目撃された白色セダン車と同色・同型の車を被告が使っていたことや、殺害前後に現場を往復したとみられる車の通行履歴などから、「被告は犯人

今市事件の主な争点	
検察側	弁護側
自白の信用性 - 現場や遺体の状況と、自白の内容が整合性がある。 - 具体的な内容で、供述内容が一致している。 - 被告人が当時の状況や事件発生時の手紙などを、犯人と結びつける客観的事実が多数ある。	状況証拠 - 遺体や現場、わいせつ行為の痕跡など、真実を導くものがない。 - 捜査官の誘導により、自白が生まれた。 - 秘密の暴露がない。 - 状況証拠と被告との結びつきは極めて薄い。 - 証人証言は極めて薄い。

と推認される」と説明した。また有希ちゃんの胸をバタフライナイフで約10回刺し、遺体を2回投げて遺棄した、などとした被告の供述を「具体的に迫真性があり、犯人でなければ語り得ない」と指摘していた。

一方、弁護側は被告を有罪とする証拠は自白のみで、その自白も取調官の誘導によるものだと強調。遺棄現場の血液量や遺体の体勢、死亡推定時刻、わいせつ行為の形跡がない点などを挙げ、「自白が客観的状況と矛盾する。被告は犯人ではない」と主張した。被告も法廷で「有希ちゃんを殺していない」と訴えていた。

2月29日の初公判以降、審理は県内の裁判員裁判で最多の15回。当初、3月31日に予定されていた判決期日は延期され、裁判員らが慎重に評議を重ねてきた。

今市事件
2005年12月1日午後、日光市(旧今市市)木和田島の三差路付近で、下校途中だった大沢小1年の吉田有希ちゃんが同級生と別れた後、何者かに連れ去られた。翌2日午後、約60分離れた茨城県常陸大宮市の山林内で遺体が見つかった。着衣はなく、胸には約10カ所の刺し傷があった。事件から約8年6ヵ月後の14年6月3日、栃木、茨城県警の合同捜査本部は偽ブランド品に絡む商標法違反罪で起訴されていた勝又拓哉被告を殺人容疑で再逮捕。宇都宮地裁は同24日に起訴した。

下野新聞

しもつけ

発行所 宇都宮市昭和1丁目8番11号

下野新聞社

電話 028-625-1111

郵便振替口座 00180-1-623433

読者室 028-625-1179

(受付 月～金・午前10時～午後6時)

編集局 028-625-1121

販売 028-625-1120(販売)

事業局 028-625-1134(事業・教育)

営業局 028-625-1133(広告)

下野新聞社ホームページ

http://www.shimotsuke.co.jp/

号外

下野新聞1週間無料お試しキャンペーン実施中!
お申し込みは
0120-810081

